

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等に関する事項を定めることを目的とする。

(給与等)

第2条 会計年度任用職員の給与等については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。